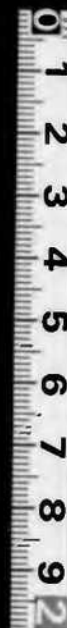


ロシア共和国憲法

衆議院議員選舉法調査會

国立公文書館		
分類	自治省	
	④8	
排架番号	3 A	
	13-9	
	235	





リ
ス
ア
ニ
ア
共
和
國
憲
法

〔一九三三年
八月六日〕

衆議院議員選舉法調査會

例言

所謂「バルナクツク」諸國ト稱セラル、
「リスニア」(Lithuania)「ラトヴィア」(Latvia)及「エストニア」(Estonia)ハ獨立共和國トシ
テ法規ト秩序ノ樹立トヲ急キ居レリ、三國共ニ北米合衆國ヨ
リ公式ノ承認ヲ受ケタリ、是等ノ國々ハ前露領ノ一隅ヨリ分
離シタルモノニシテ、婦女子モ男子ト平等投票權ヲ有セルヲ
以テ、議會ニ席ヲ占ムル婦人モ多シ、新共和國ノ憲法ハ北米
合衆國ノ憲法ニ則レルトコロ少カラサルモ佛國憲法ノ色彩ヲ
帶ヒタルトコロモ亦處々ニ散見セラル、例ヘハ、大統領ノ選舉
ヲ民衆投票ニ依ラスシテ議會投票 (The vote of Parliament) ニ依レル等
即之ニシテ一九二二年八月六日首府「コペンハーゲン」ニテ公式ニ公布
サレタルモノナリ

リスニア共和國憲法 目次

第一章 總則	一
第二章 國民及其ノ權利	一
第三章 議會	三
第四章 行政權	六
第五章 司法	一〇
第六章 地方自治	一〇
第七章 公益社團法人	一一
第八章 共和國ノ防禦	一一
第九章 教育	一二
第十章 信教及禮拜	一二
第十一章 經濟政策	一三
第十二章 會計	一四
第十三章 社會救濟	一五
第十四章 憲法ノ修正又ハ増補	一五
第十五章 補則	一六

リスアニア共和國憲法

序 文

萬能ノ神ノ御名ニ依リテ「リスアニア」國ハ其ノ國民ノ光榮ニ滿チタル事蹟ト、彼等
カ祖國ニ爲セル尊フヘキ犠牲ニ熱誠ナル感謝ヲ表シ、此處ニ獨立國ヲ再建シ、以テ獨
立存在ニ對スル民主的基礎ヲ安定シ、正義ヲ確立スヘキ國情ヲ創始シ、市民ニ平等、自
由、幸福ヲ與ヘ、民衆ノ業務、德義ニ適當ナル國家ノ保護ヲ得シメム事ヲ目的トシテ一
九二二年八月一日議會開會ノ爲公式ヲ以テ召集サレタル有資格者ニ依リテ此ノ「リ
スアニア」憲法ヲ制定セルモノトス。

リスアニア共和國憲法（一九二三年八月六日）

第一章 總則

第一條 「リスアニア國ハ獨立民主共和國トス

國ノ最上行政權ハ國民之ヲ有ス

第二條 國ノ政治的機能ハ立法部（The Senate）行政部並司法部ニ依リテ行ハルモノトス

第三條 「リスアニア國ニ於テハ、憲法ニ反スル法律ハ其ノ效力無キモノトス

第四條 「リスアニア國ノ領土境界線ハ法律ニ規定セラレタル方法ニ依リテノミ變更スルコトヲ得

第五條 「リスアニア國領土ノ行政的區劃ハ法律ニ依リテ定ム

住民ノ地方的特別ノ必要ヲ目的トシテ「リスアニア」ノ異リタル地方ヨリ自治區ヲ組織スルコトヲ得、其ノ境界及權利等ハ法律ニ依リテ定ム

第六條 「リスアニア」語ヲ以テ本國々語トス、地方語ノ使用ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 國旗ハ黃、綠、赤ノ三色旗トシ、國章ハ赤地ニ白色ノ武士ヲ表ハセルモノトス

第二章 國民及其ノ權利

第八條 國民タル地位ノ得喪ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

外國人ト雖リスニア國民タルコトヲ得但シ十年以上リスニア國ニ住居シタル者タルコトヲ要ス

第九條 如何ナル者ト雖同時ニリスニア國民ニシテ且外國國民タルコトヲ得ス

第十條 總テノリスニア人ハ男女ノ別ヲ問ハス法律ニ依リテ平等ナルモノトス國民權利ノ得喪ハ人種、信條又ハ國籍ニ依リテ異ルコトナシ

第十一條 國民ハ其ノ權利ヲ侵犯セラルルコトナシ國民ハ法律ニ規定シアル場合ニ限リ規定ノ方式ニ從ヒテノミ裁判官ノ前ニ羅致スルコトヲ得市民ハ現行犯罪ノ場合及政府ノ司法機關ノ決議ニ依リテノミ逮捕又ハ自由ヲ拘束セラル、逮捕ノ理由ハ該國民ニ知悉セシムルコトヲ要シ起訴狀ハ四十八時間以内ニ其ノ者ニ交付スルヲ要ス此ノ種ノ起訴狀カ付與セラレサル場合ニ於テハ被逮捕者ハ自由ヲ與ヘラルヘキモノトス

第十二條 國民ノ住居ハ侵犯スルヲ得ス住居ニ入りテ其ノ内部ノ搜查ヲ行フコトハ法律ニ規定サレタル場合ニ限リ規定ノ方式ニ依リテノミ之ヲ行フコトヲ得

第十三條 國民ハ宗教的信念及道義心ニ關スル自由ヲ享有スヘキ權利ヲ有ス或種ノ宗教ニ附隨スルコト、又ハ自己ノ確信ヲ表明スルコトハ犯罪ノ證示若ハ公務遂行ノ拒絕ニ對スル基礎トスルコトヲ得ス

第十四條 國民ハ郵便、電話、電信ニ依ル通信及其ノ他ノ通信ノ秘密ヲ保證セラル但シ法律ニ依リテ規定セラレタル場合ニ限リ例外的ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第十五條 演說印刷ノ自由ハ國民ニ付與セラルヘキモノトス此ノ自由ハ法律ニ規定サレタル場合即國ノ道義及秩序ヲ保護スル必要アルトキニ限リテ拘束ヲ受ク

第十六條 國民ハ武器ヲ所持セス又公安ヲ紊スコトナク、法律ニ規定セラレタル方式ニ從ヒテ集合スル自由ヲ有ス

第十七條 國民ハ結社及協會ヲ形成スル自由ヲ有ス但シ其ノ目的及行動方法ハ刑法ニ違反セサルコトヲ要ス

第十八條 任務遂行中ノ官憲ノ爲迷惑ヲ蒙リタル國民ハ法律ニ規定セラレタル方法ニ依リ豫メ其ノ官憲ノ長官ノ許可又ハ同意ヲ得ルコト無ク法院ニ其ノ官憲ヲ羅致シテ損害ヲ賠償セシムルコトヲ得

第十九條 國民ハ議會ニ訴願ヲ爲ス權利ヲ有ス

第二十條 國民ハ法律ノ作成ニ付テ發言スル權利ヲ有ス二萬五千人ノ國民毎ニ其ノ代表者一名ヲ議會ニ選出スル權利ヲ有シ及法律ニ規定シアル方式ニ從ヒテ議會ニ建議ヲ爲スコトヲ得議會ハ此等ノ建議ヲ考究スヘキ責任ヲ有ス

第二十一條 國民ノ財産權ハ保護セラル國民ノ財産ハ公共的必要起リタルトキニ於テノミ、法律ニ定メラレタル方式ニ依リテ沒收ス

第三章 議會 (Seima)

第二十二條 議會ハ國民ノ代表者タル議員ヲ以テ組織サルモノトス

第二十三條 議員ハ比例選舉制ニ基ケル一般均等、直接、無記名投票ニ因リテ選出セラル、法律ハ議員ノ數及選舉方法ヲ定ム

第二十四條 三十一歳以上ノ總テノ投票能力アル男女ノリスニア國民ハ議會ニ議員ヲ選出スル權利ヲ有ス二十四歳以上ノ者ハ被選舉人タルコトヲ得

第二十五條 議員ノ任期ハ三箇年トス

國カ交戦中ナルカ又ハ其ノ領土ノ過半ニ戒嚴令カ布カレツツアルトキハ、共和國ノ大統領ハ議員カ選出セラレタル期間以外ニ特別法ニ基キテ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得、但シ大統領ノ此ノ種ノ行為ハ議會ニ依リテ認定サルルコトヲ要ス

第二十六條 新議員ノ選舉ハ舊議員ノ任期満了前ニ行ハルルコトヲ要ス、大統領ハ新議員ノ選舉日ヲ決定スルコトヲ要ス

新議員ノ任期ハ舊議員ノ任期満了ノ日ヨリ起算ス

議會ハ其ノ選舉後三十日以内ニ開會セラルヘキモノトス

共和國大統領ハ議會開會ノ日ヲ指定ス

第二十七條 議會ハ法律ヲ制定ス

法律公布ノ方法並法律ノ效力ヲ發生スヘキ時日ハ他ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

第二十八條 議會ハ質問、詰問ヲ爲シ又ハ調査ヲ行ヒ政府ノ事務ヲ監督ス

第二十九條 國ノ豫算及其ノ行政ハ議會ニ依リテ決定セラルヘキモノトス

第三十條 政府ノ締結セル左ノ協約及條約ハ議會ニ依リテ決定セラルヘキモノトス、即平和條約國ノ領土取得、拋棄及讓渡ニ關スル協約、他國トノ通商協約、海外借款現行法規ノ全部又ハ一部ノ廢止若ハ修正ニ關スル協約、リニアニア國、國民ニ課税スヘキ協約又ハ直接間接ノ獨占權設定若ハ權利ノ沒收ニ關スル協約等之ナリ

第三十一條 議會ハ宣戰、及停戰ヲ爲ス權限ヲ有ス

外國カ、リニアニア國ニ對シテ宣戰シタル場合又ハ宣戰セシテ、リニアニア國ノ國境ヲ侵シタル場合ニハ、議會ノ協賛ヲ經スシテ戰爭行為ヲ開始スルコトヲ得

第三十二條 交戦武裝騷亂其ノ他國ノ平和ヲ紊ス紛擾アル場合ニ在リテハ、大統領ハ内閣ニ提議シタル後、交戦狀態ノ存在セルコト又ハ國ノ全部若ハ一部ニ不穩狀態ノ存在セルコトヲ宣言シ國民ノ憲法ニ依ル權利(第十一、十二、十四、十五、十六、十七條ヲ一

時中止シ、且斯クノ如キ危險ヲ防止、除去スル手段ヲ講スルノ外軍隊ヲ使用スルコトヲ得、同時ニ議會ニ此等ノ事實ヲ通告スヘク、議會ハ行政部ノ探レル此等ノ行為ヲ可決又ハ否決スヘキモノトス

第三十三條 議會ハ其ノ議長及其ノ他ノ統制部員ヲ選出ス

議會ハ議會ノ規定ヲ制定ス、其ノ規定ハ法律タル效力ヲ有ス

第三十四條 議會ノ開會ハ議會ニ依リテ定メラレタル方法ニテ召集ス、大統領又ハ議員三分ノ一ノ要求アリタルトキハ議長ハ議會ヲ開會ス

第三十五條 議員就任シタルトキハ、リニアニア國ノ爲誠實ニ、其ノ法律ヲ保護シ、誠意ヲ以テ自己ノ權利ヲ行使シ、民衆ノ代表者トシテ其ノ義務ヲ履行スヘキコトヲ宣誓又ハ確認スヘキモノトス

議員ニシテ宣誓又ハ確認ヲ爲スコトヲ拒メル者及制限ヲ付シテ爲シタル者ハ議員タル權利ヲ喪失ス

第三十六條 議員ハ其ノ良心ニ誘導セラルヘキモノニシテ如何ナル政治的請託ニ依リテモ拘束サルルコトヲ許サス

第三十七條 議員ハ其ノ在任中ニ爲シタル演說ニ付責任ヲ負フコトナシ、但シ他人ノ名譽ヲ毀損シタルトキハ一般ノ法令ニ依リ處分セラルヘシ

第三十八條 議員ノ人格ハ侵犯スルヲ得ス、議員ハ現行犯罪ノ外議會ノ同意アリタル

場合ニ限リ逮捕スルコトヲ得

議員逮捕ノ場合ハ四十八時間以内ニ議長ニ其ノ逮捕ノ事實及理由ヲ通知スヘシ、議長ハ次ノ會期ニ於テ其ノ旨ヲ議會ニ報告スヘシ

第三十九條 議員ハ國內ノ總テノ鐵道ニ於テ無料乗車ノ權利ヲ有ス
議員カ其ノ任務ノ遂行ニ對シテ受クヘキ補償ハ法律ニ依リ決定セラル

第四章 行政權

第四十條 行政權ハ共和國ノ大統領並内閣ニ付與セラル

第四十一條 共和國ノ大統領ハ議會ニ依リテ選舉セラル

大統領ノ選舉ハ議員過半数ノ無記名投票ニ依ル

二回ノ投票ヲ行フモ尙全投票中過半数ノ得票者ナキトキハ最多數ノ得票者二人ニ付更ニ選舉ヲ行ヒ得票數多キ者ヲ以テ當選者トス

前項ノ場合ニ於テ得票數同シキトキハ年長者ヲ取ル

第四十二條 大統領ハ就任ト同時ニ總テノ權利ヲ以テ共和國並民衆ノ幸福ヲ監守シ憲法及法律ヲ保護シ、誠意ヲ以テ其ノ任務ヲ盡シ、總テノ者ニ眞ニ公平タルヘキコトヲ宣誓又ハ確認スルコトヲ要ス

第四十三條 議員ノ被選舉權ヲ有スルリスニアニア國民ニシテ三十五歳以上ノ者ハ共和國大統領ニ選舉セラル、コトヲ得

第四十四條 大統領ノ任期ハ三箇年トス

大統領ハ其ノ後任者ノ選舉セラルル迄其ノ任ニ留マル

大統領ハ議員總數ノ三分ノ二ノ投票ニ因リテ其ノ任務ヲ解カル

一人ニシテ三箇年ノ大統領任期ヲ二回以上繼續シテ選舉セラルコトヲ得ス

第四十五條 大統領國外ニ旅行スルトキ又ハ疾病其ノ他ノ一時的故障ニ因リ其ノ職務ヲ行フ能ハサルニ至リタルトキハ議會ノ議長其ノ職務ヲ代理ス

大統領辭任又ハ死亡シタルトキ若ハ重患其ノ他ノ原因ニ由リ關員トナルトキハ其ノ殘任期間在任スヘキ大統領ノ補闕選舉ヲ行フ

第四十六條 大統領ハ外國ニ對シテ國ヲ代表シ、特使ヲ信任シ及外國ノ使節ヲ容認ス

第四十七條 大統領ハ内閣總理大臣ヲ指定シ之ニ内閣組織ノ權能ヲ與ヘ、内閣ヲ認定シ、内閣大臣ノ辭任ヲ容認ス

第四十八條 大統領ハ國ノ會計検査院長ヲ任免ス

會計検査院長ハ議會ニ對シテ責任ヲ有ス、議會カ之ニ對シテ不信任ヲ議決シタルトキハ辭任スルコトヲ要ス

第四十九條 大統領ハ官吏ノ任免ヲ法律ニ依リテ委托セラレ、共和國ノ官吏ヲ任免ス

第五十條 大統領ハ法律ノ公布ヲ命ス

議會ノ協賛ヲ經タル法律ハ受理ノ日ヨリ起算シテ三十一日以内ニ公布セラルルコトヲ要ス

大統領ハ受理ノ日ヨリ起算シテ二十一日以内ニ理由ヲ示シテ再議セシムル權ヲ有ス、議會カ總議員ノ過半数ヲ以テ同一ノ議決ヲ爲シタルトキハ大統領ハ其ノ法律ヲ公布スヘシ

議會カ議員總數ノ三分ノ二ヲ以テ法律ヲ公布スヘキ緊急ノ必要アリト認メタルト

キハ大統領ハ再議ニ付スル權ヲ有セス

第五十一條 大統領ハ大臣カ職權濫用ノ爲ニ宣告ヲ受ケタルトキハ議會ノ同意ヲ得テ初メテ其ノ罪ヲ許スコトヲ得

第五十二條 大統領ハ議會ヲ解散スル權限ヲ有ス

新議會開會スルニ及ヒ大統領ハ改選セラル

新議員ノ選舉ハ議會解散後六十日以内ニ行ハルヘキモノトス、新議員ノ任期ハ選舉ノ日ヨリ起算ス

第五十三條 大統領ハ總テノ軍隊ノ總司令官タルヘシ

内閣及主務大臣ハ軍隊ノ統制及管理ニ付議會ニ對シテ責任ヲ有ス

戰時ニ於テハ内閣ノ提議ニ對シ大統領ハ司令長官ヲ選任スヘシ

第五十四條 大統領ハ内閣會議ニ出席シ、是ヲ統帥シ、内閣又ハ各省大臣ヨリ其ノ職務ニ關スル報告書類ヲ提出セシムル權利ヲ有ス

第五十五條 大統領ノ總テノ行爲カ效力ヲ發生スル爲ニハ内閣總理大臣又ハ主務大臣ノ副署ヲ得サルヘカラス、其ノ責任ハ之ニ副署シタル大臣ニ在ルモノトス

第五十六條 内閣ハ内閣總理大臣及其ノ他ノ諸大臣ヲ以テ成ル、大臣ノ數及其ノ責務ハ法律ニ依リテ定ム

第五十七條 内閣總理大臣ハ自己ノ選定シタル各省大臣ノ氏名ヲ共和國大統領ニ具申シ其ノ承諾ヲ求ムヘシ

大統領ハ各省大臣ヲ罷免スル權ヲ有ス

第五十八條 大臣就任スルトキハ公平且誠實ニ其ノ職務ヲ盡シ且憲法及法律ヲ遵奉ス

スルコトヲ誓約スヘシ

第五十九條 内閣ハ全體トシテ政府ノ共通的政策ニ對シテ議會ニ責任ヲ有ス、各省大臣ハ其ノ特別部局ノ行政ニ於テ該大臣ニ托セラレタル任務ニ對シテ議會ニ各別ニ責任ヲ有ス

内閣總理大臣及各省大臣ハ議會ノ信任ヲ有セサルヘカラス

議會カ内閣又ハ主務大臣ニ對シ不信任ノ決議ヲ爲シタルトキハ内閣又ハ主務大臣ハ辭職スヘキモノトス

第六十條 内閣ハ法律案ヲ編成シテ之ヲ議會ニ提出ス

内閣ニヨリテ提出セラレタル法律案ノ可決ニ對シ少數派ニ屬スル大臣ハ内閣カ交付セル提案ト共ニ、夫ニ關スル少數派ノ意見ヲ文書ヲ以テ議會ニ提出スル權利ヲ有ス

第六十一條 内閣ハ憲法ヲ保持シ、法律ヲ管掌シ内外政策ヲ計畫シ、領土ノ不可侵權及國內ノ秩序ヲ保護ス

第六十二條 國ノ會計検査院長ハ内閣會議ニ臨ミテ顧問ノ資格ニ於テ參與スル權利ヲ有ス

第六十三條 議會ハ議員總數ノ過半數ヲ以テ議決シタルトキハ大統領内閣總理大臣及各省大臣ニ對シ其ノ職權濫用若ハ陰謀ニ付テ處罰的處置ヲ開始スル權利ヲ有ス、前項ニ依リ行ハレタル行爲ヘリスニア國最高法院ニ於テ是認セラルルコトヲ要ス

第五章 司法

第六十四條 裁判所ハ法律ニ從ヒ共和國ノ名ニ於テ裁判ス

第六十五條 裁判所ノ判決ハ法律ニ依リテ定メラレタル方式ニ從ヒ司法官之ヲ行フ
トキノ外變更又ハ取消スコトヲ得ス

大赦ハ法律ニ定メラレタル方式ニ從ヒテ許與セララル

第六十六條 裁判所ノ組織、資格及權限ハ法律ニ依リテ之ヲ定ム

第六十七條 共和國ノ全領地ニ對シテ一個ノ最高法院ヲ置ク

第六十八條 裁判所ハ行政部ヨリ附議セラレタル其ノ處置ヲ適法ナリヤ否ヲ決定ス

第六十九條 國民ハ總テ法律上平等ナルモノトス

特別裁判所ハ軍人勤務中ノ犯罪ヲ審判ス

特別裁判所ハ戰時及國家事變ノ場合ニ限リ之ヲ設ク

第六章 地方自治

第七十條 地方團體ハ法令ノ制限内ニ於テ自治ノ權ヲ有ス

地方自治機關ノ選舉ハ普通選舉、直接選舉、平等選舉及無記名投票ノ方法ニ依ル

第七十一條 自治機關ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ地方行政ニ關スル國ノ事務ヲ掌ル

地方機關ハ自治行政ニ要スル費用ニ充ツル爲特別法ノ規定ニ基キ課税スルノ權ヲ有ス

第七十二條 行政部ハ自治機關カ其ノ義務ヲ遂行セルヤ又其ノ執務カ國ノ法律ニ反

シ居ラサルヤヲ監視スル義務ヲ有ス

裁判所ハ地方自治體ト中央行政部トノ間ニ起ル總テノ爭議ニ最後ノ決定ヲ與フル
モノトス

第七章 公益社團法人

第七十三條 多數ノ國民ヨリ成レル公益社團法人ハ法令ノ制限内ニ於テ公益事業、

普通教育、慈善、共濟——ニ關スル事務ヲ自ラ管理シ、且之カ爲必要ナル機關ヲ法令ニ從

テ選舉スル權ヲ有ス

第七十四條 前條ニ規定セル公益社團法人ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公益事業ニ要
スヘキ費用ヲ其ノ社員ニ賦課スル權ヲ有ス

公益社團法人ハ國及地方自治團體カ教育、慈善ノ爲積立テタル公金ノ相當額ヲ受ク
但シ國及自治團體ヨリノ交付金ヲ以テ其ノ必要ヲ充シ得サル場合ニ限ル

第八章 共和國ノ防禦

第七十五條 國民ハ法律ニ依リ規定セラレタル方式ニ從ヒテ共和國領土ノ防禦ニ參
加スヘシ

第七十六條 共和國防禦ノ爲ニ軍隊ヲ組織ス、軍隊ノ組織、動員ノ方法、勤務ノ性質及其
ノ期間ハ法律ニ依リ之ヲ定ム

第七十七條 服務中ニ健康又ハ生命ヲ喪失シタル兵士ノ家族及其ノ兵士ニ對シテハ
國ノ注意ト保護トヲ保證ス

第九章 教育

第七十八條 父母ハ其ノ子ノ教育ニ付最高ノ權利ヲ有シ自然ノ義務ヲ負フ

第七十九條 國地方自治團體公益團體及私人ハ學校ヲ設立スルコトヲ得

學校ハ總テ法律ノ定ムル所ニ從ヒ國ノ監督ヲ受ク

第八十條 學校ニ於テハ必ス宗教上ノ教育ヲ施スヘシ但シ如何ナル宗教的團體ニモ

屬セサル者ノ子ノ爲ニ設ケラレタル學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

宗教上ノ教育ヲ施スニ當リテハ生徒ノ所屬スル宗教的團體ノ要求スル所ニ從フヘシ

第八十一條 初等教育ハ必ス之ヲ施スヘシ

強制セラルヘキ初等教育ノ方法及時期ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

國及地方自治團體ノ維持スル學校ニ於テハ初等教育ニ付授業料ヲ徵收スルコトヲ得ス

第八十二條 私立ノ宗教學校ハ法令ニ定ムル最小限度ノ課目ヲ授クル場合ニ限り國

庫補助金ヲ受ク

前項ノ金額ハ學校ヲ經營スル宗派ノ信徒數ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第十章 信教及禮拜

第八十三條 國內ニ存在スル各宗教團體ハ左ニ掲ケタル事項ニ付平等ノ權利ヲ有ス

一 各寺院法ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ事務ヲ處理スル事

二 其ノ教義ヲ公布スルコト

三 各自禮拜ヲ行フコト

四 禮拜所宗教學校通常學校及慈善會ヲ設クルコト

五 修道院寺院總會及信徒會ヲ設クルコト

六 其ノ經費ヲ團體員ニ賦課スルコト

七 有體財產權ヲ取得及處分スルコト

宗教團體ハ之ヲ法人トス

第八十四條 新ニ組織セラルル宗教團體ハ其ノ教義信條宗規カ公ノ秩序及善良ノ風

俗ニ反セサル限政府ノ認許ヲ受ク

前項ニ掲ケタル宗教團體ノ組織及存續期間ハ法令ノ定ムル所ニ依ル

第八十五條 轉祀者ノ面前ニ於テ信徒ノ作成シタル出生結婚婚姻及死亡届ハ法令ノ

定ムル條件ヲ具備スル限國內ニ於テ法律上効力ヲ有ス

前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ他ノ場所ニ於テ再ヒ同一ノ行爲ヲ爲スヲ要セス

第八十六條 日曜日其ノ他宗教上ノ休日ハ法律上特別ノ保護ヲ受ク

第八十七條 軍人ハ宗教上ノ勤行ヲ爲ス場合ニ於テハ休暇ヲ與ヘラル可シ

病院監獄其ノ他ノ公共的設備ニ收容セラレタル者ト雖宗教上ノ勤行ヲ爲ス時間ヲ與ヘラルヘシ

第十一章 經濟政策

第八十八條 國民ハ農業其ノ他各種ノ産業ヲ自由ニ經營スルコトヲ得公益ノ爲必要

ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

産業政策ハ總テ國民ニ職業ヲ與フル如ク行ハルヲ要ス

第八十九條 各種ノ産業行政ヲ掌ル機關ハ法律上自治ノ權ヲ有ス

農務局商務局工務局労働局其ノ他ノ諸局ハ法律ヲ以テ之ヲ設ク

前項ノ諸機關カ産業行政ノ統一ヲ保持スル爲國ノ機關ト協力スヘキ場合ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第九十條 土地ハ原則トシテ私人ノ所有ニ屬ス

開墾殊ニ農場改善ノ爲土地ノ處分ヲ制限スル權ハ國ニ專屬ス

土地ノ分配ハ法律ノ定ムル所ニ從フ

第十二章 會計

第九十一條 租稅ヲ課シ國庫金ヲ支出シ内債ヲ起シ及兌換券ヲ發行スルハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第九十二條 會計検査院ハ政府ノ歳入歳出及債務ニ關スル會計ヲ監督ス

第九十三條 會計検査院ハ前年度ニ於ケル總決算ノ検査報告書ヲ作成シ毎年十月十五日以前ニ

五日以前ニ之ヲ議會ニ提出スヘシ

第九十四條 内閣ハ翌年度ニ於ケル歳入歳出ノ豫算ヲ調製シ毎年十月十五日以前ニ之ヲ議會ニ提出シテ其ノ確定ヲ求ムヘシ

第九十五條 豫算ハ毎年法律ヲ以テ會計年度開始前ニ確定セラルコトヲ要ス

第九十六條 會計年度ハ毎年一月一日ニ始リ同年十二月三十一日ニ終ル

第十三章 社會救濟

第九十七條 國民ノ労働能力ハ特別法令ヲ以テ保護スヘシ

労働者カ疾病ニ罹リ老年ニ達シ災厄ニ遭ヒ及失業シタル場合ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ救済スヘシ

第九十八條 母ヲ以テ戸主トス

男女ハ同一ノ權利能力ヲ有ス

戸内ノ安寧及衛生ヲ保護スル爲特別法ヲ定ムヘシ

母ハ國家ヨリ特別ノ保護ヲ受ク

第九十九條 公共ノ衛生及道德ヲ確保スル爲特別法ヲ定ム

第一百條 國民ハ學校ノ如何ナル學級ニモ在籍スルコトヲ得

第一百一條 國民ハ自己ノ居住區域内ニ酒類販賣所ヲ設置セシムヘキヤ否ニ付決定ヲ爲ス權利ヲ有ス

第十四章 憲法ノ修正又ハ増補

第一百二條 議院政府及議員選舉權者五萬人ハ各々憲法ノ修正又ハ増補ヲ議會ニ提案スルコトヲ得

第一百三條 總議員五分ノ三以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ憲法ノ修正又ハ増補ヲ議決スルコトヲ得ス

議會ノ協賛シタル憲法ノ修正又ハ増補ニ付其ノ公布セラレタル日ヨリ三箇月以内

ニ大統領議員總數四分ノ一又ハ議員選舉權者五萬人ヨリ請求アリタルトキハ之ヲ人民投票ニ附スヘシ

前項ノ請求ナキトキハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三箇月ヲ經テ之ヲ施行ス
投票權者ノ半數以上投票ニ參加シ且參加者ノ半數以上カ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ其ノ修正増補ハ一般投票ニ於テ否決セラレタルモノト看做ス
議員總數五分ノ四以上ノ多數ヲ以テ議決シタル修正増補ハ公布ノ日ヨリ其ノ效力ヲ有ス

第十五章 補則

第百四條 本法發布ノ效力トシテ憲法制定會議ハ議會ノ成立ニ至ル迄之ニ代位ス
議會ノ第一會期ハ選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第一議會ノ選舉ハ本法發布ノ日ヨリ三箇月以内ニ於テ大統領ノ定メタル日ニ之ヲ行フ

第百五條 憲法制定會議ノ議長ハ大統領ノ選舉セラルル迄之ニ代位ス

第百六條 本法發布ノ日迄施行セラレタル法令ニシテ本法ニ矛盾セス且本法ニ因リテ改廢セラレサルモノハ總テ遵由ノ效力ヲ有ス

第百七條 「リニア」ニテ「國假憲法」ハ之ヲ廢止ス

第百八條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

署名者

大統領代理
憲法制定會議議長

エー・スタルギンスキース

内閣總理大臣

ガルバノースカス

司法大臣

ジエー・カロプリス

文部大臣

ビー・ジュオダキス

内務大臣

ジエー・オレカ

交通大臣代理

ビー・トマセビオユス

自衛事務大臣代理

デ・シスマスカ

外務大臣

ジエー・ユルグチス

財務大臣

ジエー・ドブケビギユース

國有財産管理農務大臣

ジエー・アレケア

國防大臣

スリヂス

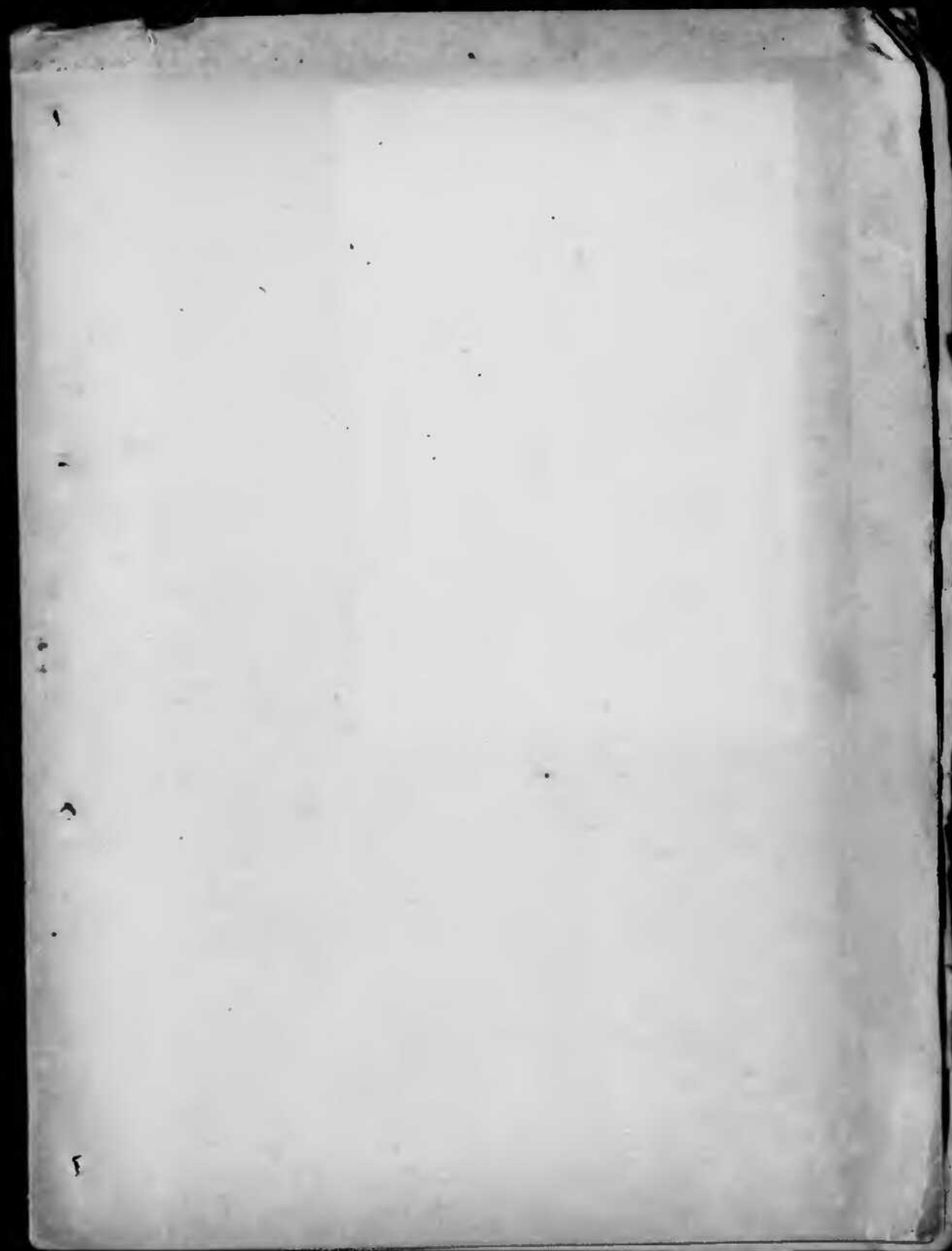
猶太事務大臣

ジエー・ロバイシカス

コゾノ、一九二二年八月六日

——一九二二年二月號カーレント、ヒストリーより——





フ
レ
イ
ス

ル
レ
イ
ス

印
利
商
子
孫

衆議院議員
選挙法
調査會

衆議院議員
選挙法
調査會

フシマ

手紙

参考資料第

リスノニノ憲法

明治

衆議院議員選挙法調査會

衆議院議員選挙法調査會

入ルニシテ 憲法

新天子世襲君主國に依せるバルチック新英和國の建國
は基本法規全文

例

所謂バルチック諸國と稱せらるリスニア

(Xithuania) (Latvia) (Lithuania) (Latvia) (Lithuania)

は独立共和國として法規と秩序の樹立を急ぐ

である。三國共ニ合衆國^{北米}から公式の承認を受

けね^るである。少々の國は前露領^の一隅

を分譲したもので 婦女子と男子と^{平等}を

授與せしむるに 議會に席を占めて

る婦人も多しある。此等^の中^には^もリニア

新日正嘉有、獨王國、
和氣、
新日正嘉有、獨王國、
和氣、

ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長	ノルニル共ニ同ニ法ニ長
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

内
閣

裏
面
白
紙

4
2
4

凡	敬育				
十	附教再本不問大件				
十一	リルニ一明経済政策				
十二	唐二				
十三	小田原新				
十四	憲法リ修止又二階神				
十五	伊 細則				

內閣

裏面白紙

○リニアニア共和国憲法 一九三三年八月一日

序文

万能の神の御名に依りてリニアニア国は其の
民の光榮に満ちたる事蹟と彼等の祖國に告げ
るべきに其の犠牲に熱誠ある感謝を表し此に
始まるに再建し其の存在に對する民主的基礎
を安定し正義を確立すべし國情を創始し市民
の幸福自由幸福を與へ民衆の榮譽徳義に過る
あるべきの価値を得しめ人神を畏れしこと
一九三三年八月一日議會開會のち公式を以て
右條文たるを憲法代表者に依りて此の
憲法を制定せしものとす

リニアア共和国憲法

第一章 総則
基本的规定

第一条 リニアア共和国は独立民主共和国とす。

共和国の最高行政権は国民代表の手に在り
有す

第二条 共和国の政治的機能は立法部 (The Legislature)

行政部 司法部に依りて行はる

ルものとす。

内務部

第三条 リニアア共和国の統治は憲法に依る

法律は其効力を有するものとす。

第四条 リニアアの領土境界は法律に規定す

此の如く定められりて之を變更す事

ことを得

第五條 リムニア 領土の行政的^的正劃は法規に依

りて定^めらる。

第六條 住民の地方的特別^の利益を同的

に リムニア の興^ふるに^て 地方を自

治^{する}を^得 其境^界及び

内務省

權利其の法規に依りて定^めらる。

其

第六條 リスニア 領土を以て本國^とす。地方議の

使用^{する}は法律を以て之を定^める。

第七條 国旗は黄、緑、赤の三色横とし、国旗章

は赤地に白色の武士を表^はすものとする。

第二ノリノ市民の権利

第八條 市民権は市民権を有する者によりて獲得し又ハ

重権す。國民の地位に得喪は法律ノ規定ニ依ル

重権す。國民の地位に得喪は法律ノ規定ニ依ル

外國の市民と爲ルリスニアの市民たることを

得。但し十歳以上リスニアに居住したる者

たることを要す。

内務省

第九條 如何なる者と爲ル。是ハリスニア市民

トシテ外國市民たることを得ず。

第十條 總てのリスニア人は男と女と別と問はず

津南ハリスニア市民たることを得ず。

法律の規定に準じたる者たることを得ず。特權はナシ

所以又人権は法律の規定に依りて市民権を有するものとす。

第1條 市民は其の權利を侵蝕せらるることと

し、市民は法律に規定しある場合の限り、

規定の方式を經りてのみ裁判官の面前に羅

致することを得。市民は犯罪の遂行を意見

現行犯罪

せしめられ、場合又は政府の司法機關の決議に依

りてのみ逮捕又は自由を拘束せらる。逮

捕の理由は該市民に知らしめらることを要し。

起訴の權は四十八時間以内の内に若し其の

するを要す。此の種の起訴状を提出せらる

場合、被^被捕せしめられ、若し自由を與人、

らるべきものとす。

第十二條 市民の住居は侵蝕すると得ず。住居に入

りて其内部の捜査を行ふことは法律に

規定するに於て之を限り規定の方式に

依りてのみ之を行ふことを得

第十三條 市民は宗教的信念^{念及}を道義心に因す

る自由^{を享有する}に拘束されず其の権利を妨げずとす

第十四條 市民は宗教に附随する^{こと}又自己の確信

を表明する^{こと}は犯罪の證示と爲らざる

公衆の行拒絶に對する基礎^{とすることを得}とす

第十五條 郵便^電電話^電の通信及其他

の通徒の
車は市民に保護す、
法

律は依りて規定す、
例

外に取扱ふ
得

第十五條 演説、印刷、
自由は市民

の自由は
此の自由は

市の道義、秩序を保護す、
必要あり

法律は依りて規定す、
例

市の道義、秩序を保護す、
必要あり

市の道義、秩序を保護す、
必要あり

第十六條 武器を有せず、
治安を

お、法律に規定せしむる方式に従ひ
て集会する事と申すは自由と社

市民の権利は承認せらる

第七條 市民は結社及び協会の形成する自由

を有す、但し其の目的が行動方法に刑

法を違反せしむることを要す。

第八條 労務遂行中の労働者の権利は達成を求

りたる市民は法律に依りて規定せしむ

たる事如き所を依りて其の権利を認め

るべき許可又は同意を得ることをなくし

延に該官吏を罷免し以て損失を賠償せ

しむることを得

第十九條 各市民は議會  に訴願を有

す權利を有す。

第二十條 市民は法律の作成 （二分の一） するに於て

發言 （附） する權利を有す。二万五千人の市

民 （附） 代表者 （議） 議員 （議） は選出せしむる

權利を有す。法律の制定しある方式に

従ひて （議） 議員 （議） は該市の提言を照すこと

を得。 （議） 議員 （議） は此等の提言を考慮すべし

責任と有る

第二十一條 財産権の保護 市民の財産は

公衆の必要起るに於ては之の法律

に定められたる方式に依りて没収す

とす

内務省

第三章 警察

第二十二條 警察官 (Police) は民衆の代表者を以て組

織せらるるものとす

第二十三條 代表者は比例選挙制の基に於て

均等、直接、無記名投票の法に依りて選出せらる

法律に代表者の数及び選挙区は示され

定む。

第二十四條 主君以上の總ての投票権力あり男女の別

又及二〇以上（選挙権）の代表者を選出する権

利を有す。二十四才以上の者は被選挙人となる

ことを得。

内務省

第三十五條

（選挙権）は三箇年毎に村に選出する

とす。

五 町界中より其数の過半数に成

最令の布りあり、ある町は、其数の大統

領は特別法を依りて、（選挙権）を選出する

七 特別法に基き
七 規定期日以外に、期日と延長するこ

とを得。但し大統領の此の権の行為は (Hansen)

之を以て認定することを要す。

第二十六條 新 (Hansen) の選挙は舊 (Hansen) の任期

満期 (Hansen) の満期前に行はるゝことを要す。若し

如大統領は新 (Hansen) の選挙中、前日をも

決定することと要す。

第二十七條 新 (Hansen) の任期は舊 (Hansen) の任期の

満期 (Hansen) の満期前に行はるゝことを要す。若し

其 (Hansen) は其選挙後三十日以内に開會せ

らるべきものとす。

第 三 十 八 條 大統領は(内閣)閣會議を指定す。

第三十九條 法律は法律を制定す。

法律公布の方法 法律の効力を発

生 するときは、他の法律と併し之を定

む。

第三十條 法律は、質問、諮問、

並に行ひ、行政を府の事務を監督す。

第三十一條 法律の豫備、其行政は

りて決定せらるべきものとす。

第三十條
政府の締結せる條約
（右）
既令

小松と決定せらるゝ又オールのとす 平松條約

其の
 の鉄工
 販賣・抛棄・譲渡に關する協

然他方との通商協定、海外借款、現行法規の

全部^又一部の廃止^若或は修正に因する協約あり

內務省

市口
民以
課稅稅
又
協約
又
其
直轄

南極
東亞
南洋羣島
北亞
陸地
認定
~~又~~若
推測
收入

二 陸 一 二 協 約 普 之 水 子 子

第三十條

(後盾)

は官職、及停職、
解任、職争停止を有す。

擁
列
正
存
可

敵をかりしPニPに對して宣戰したる場合又

は敵が宣戰せしむるPに對しての國境を侵犯し

たる場合とは、^{（開戦ノ協定）} 條を俟たずして戦争

行ふと雖も、^{（開戦ノ協定）} 開戦することを得。

第三十二條 交戰中、武装暴亂を起し、^{（暴亂）} 其の

平和を棄す事、^{（暴亂）} 抑遏の場合に於ては、^{（暴亂）} 其の

對大統領は、^{（暴亂）} 其の内閣を提議したる後、之を

其の存続に對して其の全部或は一部に對し、^{（暴亂）} 不穩然

然るに其の事、^{（暴亂）} 之を宣戰せしむるに俾し、^{（暴亂）} 其の

宣戰の條に據り、^{（暴亂）} 十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七條）を

此船中止し、
同。又、
如く危険を防

止
除
去
有
午
飯
攝
攝
攝

ありの外、軍隊を使用する
 ことと傳へ

同、
金財に、
(Chauhan) に此等の事實を通知すべし

行政部の地方官の行政を

内務省

并し文は、権臣魏をヤ魏すゝるものとす。

第三十三條、
議事
其議長及副議長、
統制部員、

上卷 出

唐 未
は 自身の規定を制定す 現

定は法律の效力を有す。

第三十四條

(議席)の開會は、(議席)より

定められ、その方法を、其の地方の統

領又は代議士の三分の一が要求したる時は、

(議席)の議長は、(議席)を開會す。

第三十五條 各代議士は、其の任しむる地方、市町村を

内務省

本条より、(議席)より、リスア、其の地方の議長

に、其の地方の議長は、其の地方の議長を保護し、自己の権利を

其の地方の議長は、其の地方の議長を保護し、自己の権利を

其の地方の議長は、其の地方の議長を保護し、自己の権利を

議席より

宣明を為すことを認め、又は確認と為すことを

拒める代議士不^及以宣望確証を制限を付

し^{同シタル}有ても代議士は代議士たる増削を

表す

第三十六條 代議士は其良心の誘導せらるべ

き^托もの^托如何ある政治的^托提議を依り

とし拘束する^{内務省}ことを許す

第三十七條議員^{其職務を執行する}

第三十七條 代議士は其任務遂行中に在りて

第三十七條議員^{其職務を執行する}

を演説は他の者の名を毀謗せんとし

第三十七條 議員は其の在任中にシタル演説に付責を負ふコトナシ

有せる普通の方法を以て懲罰せらる時の

但し他人の名譽を毀損せしルトキハ一般法令ニ依り処分せラルベシ

外は裁判所の依りて處罰する^{現行}こと無し

第三十八條 代議士の人權は侵犯するを得ず^{現行}

犯^ハ罪^ハ外^ハ先^ハせん^ハ外^ハ代議士は^ハ現行

議員
休養中速捕
、場合ハ四十日以内ニ議長ニ其ノ逮捕事實
通知スルハ必要ナルヲ其旨令
及理由ヲ通知スル
議長ハ次ノ会期ニ於テ其ノ旨議長會
ハ於テ、該逮捕ノ理由ハ、
議長ハ、

[illegible]

雷

第三十九條
代議士は、^{議員}りろふたの議への鉄造を於て無料

集軍の權制と有す。

代議士が其任務の遂行に對し愛く又神像

は法規に依りて決定せらる。

四 行政官權

第四十條 行政權は其知事の大統領并其内閣に

附屬せらる。

第四十一條 其知事の大統領は其内閣に依りて選出せらる。

せらる。

内務省

其知事の大統領は代議士の總得過半数の承認を以て選出せらる。

其知事の大統領は代議士の總得過半数の承認を以て選出せらる。

其知事の大統領は代議士の總得過半数の承認を以て選出せらる。

其知事の大統領は代議士の總得過半数の承認を以て選出せらる。

二回投票を行つて
得票最多の候補者
二名に就き更に選
挙を行ひ、得票
最多の者を以て
選出せらる。

22

前項場合ニ於
テ得票數同シ
キ時ハ該多キ
者ヲ取ル

統領は是れ得票最多ノ候補者ニ在ル中ヨリ

選挙員シ、^{其未決ハ}大凡以上の得票を有スル^{規定}

ハ其ノ選出ノ統領ト認メラル。而シテ

補者ハ其ノ得票ト古セラルハ、年長者

ト以テ選出ノ統領ト認ム。

内務省

第四十二條、其ノ由大統領ハ任務ヲ着任スルニ

終ニ、權利を以テ、其外國の幸福を監視シ

憲法、法律を保護シ、誠意を以テ其任務を

盡シ、終ニ其ノ名ヲ其ノ公平ナルマデ此を宣誓ス

ル。又ハ嚴格ニ確認スルことを要ス。

第四十三條

(Demand) に対する代議士を選出せ

らるる代議士を有ゆるりるPに

三十五才以上の者は其共和国大統領に

せうくことを得

第四十四條

共和国大統領は三箇年間に選

事せらるるものとす

内務省

共和国大統領は其後継者の選出せら

るべき其任に留まるものとす

附

共和国大統領は、(Demand) 代議士総数の三分

の二の投票を以て其任を解するものとす

得

同一者の者也。三年の大統領任期を二回^{以上}総

続して其の本大統領に選^出せらるゝこと^ヲ

得^ス

第四十五條 本共和国大統領は本國を退去する

第四十五條 大統領國外に旅行スルとき又ハ疾病其他一時の故^作で本國を退去する

協会は是^レハ一時の故^作で本國を退去する

長より代理ス

内務省

第四十五條 大統領國外に旅行スルとき又ハ疾病其他一時の故

障^二あり^一其職務ヲ行フ能ハスルとき^{議席}

大統領解任又ハ死亡シタル時若ハ重患^{其他の原因}由リ職務^{行ハス}不能ハ

サルとき^{其時}職務^{行ハス}不能ハ其時任期満了在任スベキ大

統領ノ補選^{行フ}

得來

長江代理入

杭之好其佳務力

第四十五條

其和國上統欽の其件勢を詳しむる時、此去せ

エト能ハカル時ハ請長セリ代極ス

而時感其地任子蘭
任勢在遂行出耳

木讷領 緯聯未死ニモ若クハ重忠トモ申付リ行ニ至ルハハ三ノ九時ノ其ノ

男に他の本銃銃を其の職

羽衣のついで

筆作畢已完了

第四十六條 本邦和國大統領は本邦和國を代

表し、特使を信任し、外國使節を接見す。

第四十七條 本邦和國大統領は總理大臣を指定し、

之を内閣組織の権限を與へ、内閣を

認定し、内閣大臣の解任を承認す。

内務省

第四十八條 本邦和國大統領は本國會計監査役

を任命す。

會計監査役は、（監査）會計監査に責任を負ふ。

（監査）會計監査に責任を負ふ。

決し、之を以て解任するを要す。

第四十九條 本邦外國大統領は、（本邦外國の官）法律に依

りて、（本邦外國の官）本邦外國の官

史を任免す。

第五十條 本邦外國大統領は法律を公布す。

（本邦外國の官）不可成せし法律は三十日以内

議会の報告を待たず法律は、（本邦外國の官）の日より起算して三十日以内公布せ

内務省

本邦外國大統領は依りて公布せらるることと要す。

（本邦外國の官）

但し法律は大統領の署名と印を要す。

起算す。

本邦外國の大統領は法律を大統領に差出す。

大統領は、（本邦外國の官）の日より起算して三十日以内、理由を以て、（本邦外國の官）

裁可（可）の日より起算して三十日間以内、（本邦外國の官）

権を有す。

此の如く可決されたる法律(案)再考に付す
議院の過半数を以て同一の議決を為したることは大統領は其の法律
を公布するに付し、
大統領の再考意見を付し、
議院に

返戻すること必要
議院が其の再考

大總統會議の決議を以て公布する

議院の過半数を以て議決を為したることは大統領は其の法律
を公布するに付し、
大統領の再考意見を付し、
議院に

返戻すること必要
議院が其の再考

大總統會議の決議を以て公布する

これを要す

内務省

議院が其の再考意見を付し、
議院に

返戻すること必要
議院が其の再考

大總統會議の決議を以て公布する

これを要す

第五十一條、~~非共和國~~大統領は、大臣を職權に用

の爲に廣告を受けるときは、
(^義 ^原 ~~Deanna~~) の重宝

七得方書之初名并牀其眾王覽す二と云

得。

第五十一條、
非其和國大統領は、
（*Signature*）
に署名し、
（*Seal*）
に捺印する。

堆
米
已
有
可

內務省

新張唐
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

は東院書せらる。

新 (Linnæus) の選定は 成后 (Linnæus) 解散後 六十

田嶋 竹子 行方 へ マル の と す。

任期は選定日より起算す

第五十三條 本邦國大統領は本邦國の総て

の軍隊の総司令官たるべし。

内閣及び主務大臣は本邦國の軍

隊の統制及び管理に責任を負ふ

内務省

任命者

戦時に於ては内閣の提議に對し、本邦

國大統領は司令長官を委任すべし。

第五十四條 本邦國大統領は内閣會議に

出席し、御事を統帥し、内閣の提議又は御命

大臣より御筆の職務に關する書翰を呈す

を提出せしむる權利を有す

第五十五條 本邦外國大統領の総この行爲の効力を

發生する方面には首魁又は官吏大臣の署名

を得ざるべからず 該行爲の署名は之水の署名

としたる大臣に在るものとす

内務省

第五十六條 内閣の首魁は首魁及び他の諸大臣を

以て成る 大臣の數は法律に依り

て定む

第五十七條 首魁は總これに依りて選擇せしむる諸大臣

總理大臣は自己の選定したる各省大臣の姓名を大統領に具申し其の

第五十八條

ハ腹ヲシテ
コソカコレテ
イノテセリカ

第五十九條 大臣就任シテハ公平且誠實ニ其職務ヲ尽クシ且憲法及法律ヲ

第五十九條 内閣諸大臣は全權として政府の共通

的政策に對シテ (Deputy) に責任を有す。 細則の

内務省

各大臣は其特別部局の行政に於て助長大

臣に托せられたる任務に對シテ (Deputy) に各別に

責任を有す。

閣議

諸大臣は (Deputy) の信任を有せざることを

議決

(Deputy) 可。諸大臣は閣議に出席し不信任案を

フナニナルトキハ

ことを直接に宣言せしめ、又ハ、内閣諸大臣は

主節
然大臣は解任することゝ要す。

第六十條、内閣諸大臣は提出法律を編成して、之を

七、議事
に提出す。

内閣諸大臣は提出法律の可決

内務省

に提出せしめ、少數派に属する議大臣は、内閣に

提出せしめ、提出と共に、之を閣する

彼等少數派の意見と、
之を閣する

提出する權利を有す。

第六十一條、内閣は憲法を保持し、法律を管理する

内外政策を計畫し、領土の不可侵權（其の國）

（其の國）内秩序を保護すべし。

第六十條 國の會計（其の國）内會計に關する

資格に於て參與する權利を有す。

第六十一條 總代領土の總領事館に於て、
（其の國）内會計に關する

内務省

第六十二條 本邦の行政官、
（其の國）内會計に關する

第六十三條 其職權の行使に關する、
（其の國）内會計に關する

第六十四條 其職權の行使に關する、
（其の國）内會計に關する

第六十五條 其職權の行使に關する、
（其の國）内會計に關する

第六十六條 其職權の行使に關する、
（其の國）内會計に關する

五 司法

第六十四條

司法官は法律に準據して、本共

裁判所は共和國の名称に於て法律に據りて審判を有す。

共和國の名称に依りて判決を爲す。

第六十五條

裁判所の判決は法律に依りて

定めらるる方式に従ひ司法官が行ふ

トキの外變更人は監獄すこと他はナシ

内務省

大赦は法律に定めらるる方式に従ひ

と許與せらる。

第六十六條

裁判所の組織、資格、及び権限は

法律に依りて決定せらる。

第六十七條

本共和國の全領地に於て一

個の最高法院を置く。

第六十八條 裁判所は行政部を附設せしむるを

處置し得ることを決定す。

第六十九條 裁判所の裁判官は裁判官に任ぜられ、均等に其

職務を執行す。裁判官は法律上平等とし、その職務を執行するに

妨げを蒙ることを得ず。

第七十條 裁判官は裁判官に任ぜられ、均等に其職務を執行す。裁判官は法律上平等とし、その職務を執行するに妨げを蒙ることを得ず。

特別裁判所は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省

は特別法廷を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

特別法廷は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省は特別法廷を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

特別裁判所は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省は特別裁判所を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

地方自治法は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省は地方自治法を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

地方自治法は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省は地方自治法を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

第七十條 自治法は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省は自治法を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

地方自治法は、戦時及非常時に必要と認めるときは、内務省は地方自治法を設け、其裁判官を任命し、其職務を執行する。

監視する義務を有す

議事所
議事は地方自治体と中央行政部との間

口起る
議下
有中
年議に最後の決定を與ふ

七、国民小教党公益法人

第七十三條 国民小教党は市民の尊重する

書教、国民小教党は公益社団法人の組織に於て、其の

本部を設け、その組織の制限は、國民

的義務を有す

の教養を圖する事務を自治的に行ふ權利を有

す。其の教養、慈善、相互扶助、法律に定め

る公益、共済、二國元事務、自之管理し、且、其が為る必要なる機関を設立

し、此たる形式の擬り、之等の事務を遂行

する權利を有す

する旨に必要なる団体組織するに

とを得

第七十四條

七十三條を以て海軍の事務を掌する

并其機關の事務を規定せる公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

と爲す其目的を以て之を特別法と爲す

並に之を以て其の職員に附課する權を有す

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

と爲す其目的を以て之を特別法と爲す

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

と爲す其目的を以て之を特別法と爲す

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

並に之を以て其の職員に附課する權を有す

附 録

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

併し其機關の事務を掌する公益社団法人の特別法に定めたる所を以て公益事業

第七十五條 本邦の國の爲に市民は法律に依りて

規定せらるる事となりて従ひて其の防禦

に参加する事なり

第七十六條 其の國の防禦の爲めに軍隊を組織

せしむる事なり 軍隊の組織・勤務の方法・勤務の

内務省

性質は其の法律に依りて定めらるる事なり

の事なり

第七十七條 其の國の防禦の爲めに保護を要する中

健康・又は生命を喪失したる兵士の家族は其の

兵士が在る間其の生活に必要なる保護を被る事

なり

第九章 教育

第七十八條 兒童の教育は両親の最上権と自然的
父利母ハ其ノ子ノ教育ニ付テ最高ノ權利ヲ有シ自然ノ義務ヲ負フ

其勢を構成するもの

第七十九條 學校は地方自治體ハ其國權内ハ個人
地方自治體ハ其國權内ハ個人

國地方自治體ハ其國權内ハ個人

學校は地方自治體ハ其國權内ハ個人

學校ハ其國權内ハ個人

の監督を受けるものとする

内務省

第八十條 學校は地方自治體ハ其國權内ハ個人

學校ハ其國權内ハ個人

但し如何なるものか

者ノ子ノ教育ニ關シテハ學校ニ付テハ此ノ限ニ拘ル

兒童の教育は建設されるものとする

學校ハ其國權内ハ個人

教育は地方自治體ハ其國權内ハ個人

ル所

其勢を構成するもの

戸十章 宗教及信託ニ関スル件
信託及信託ノ件

第八十三条

国内に在る宗教団体の現存する宗教団体のハ在る事項ニ付テ平等ノ權利ヲ有ス

一 自由宗教者寺院法ノ定ル如ク其ノ事務ヲ処理スルコト

二 其ノ教義ヲ公布スルコト

三 其ノ各自ノ礼拝ヲ行フコト

四 礼拝所 宗教學校 通常學校 及 宗教會堂ノ設立スルコト

五 修道院 寺院 及 僧尼ノ居住スル所ヲ設ケルコト

六 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

七 有価財產ノ取得スルコト

八 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

九 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十一 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十二 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十三 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十四 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十五 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十六 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十七 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十八 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

十九 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

二十 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

二十 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

二十 其ノ他之ヲ爲スル取行フコト

宗教団体ハキリ
法人トス

43

禱祀者ノ面前ニ於テ信徒ノ作成シタル出生届婚姻届及心葬届

ハ法令ノ定ムル條件ヲ具備ス限リ国内ニ於テ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

ハ法律上ノ効力ヲ有ス

前項ノ届出リタル者ハ他ノ場所ニ於テ兩ビ同一ノ行為ヲナスコト

病院 監獄 其他ノ公共的設備ニ収容セラレタル者ト要々宗教上
 兼教の務ヲ行ハス時向キ与ヘラルヘレ

第一章 ~~ノミニ~~ 經濟政策

第八十八條 農林其他各種經濟活動ノ發展ヲ

國民ハ産業其他各種ノ産業ヲ自由ニ經營スルコトヲ得

内務省

自由ニ經營スルノ人ハ其ノ職業ノ自由ニ依ル
 公益ノ必要ナル制限ハ法律ニ定ムルニ依ル

ハル

經濟政策 趣意ハ各國民ノ職業ヲ

産業政策ハ國民ノ職業ニ与ラレハ行ハルヲ得

産業政策ハ國民ノ職業ニ与ラレハ行ハルヲ得

第十九条

法律ハ各種農業經濟部門ノ自治

各種農業行政ノ掌ル機關ハ法律上自治ノ權ヲ有ス
法律上地位ノ權限ヲ有ス

農務局、商務局、工務局、労働局其他ノ諸局ハ法律ヲ以テ之ヲ設ク

前項ノ諸機關ガ産業行政ノ統一ヲ保持スルノ爲メ、機關ト協力スベキ

内務省

場合ニ依リテ定ム

第九十條
土地私有主義ハ土地收買ノ根本ト

土地ノ原則トシテ私人ノ所有ニ屬ス

看做サルヤシ

耕作地ノ耕作ハ耕作地ノ適當

耕作ノ南畑及小農場改善ノ爲メ規定シタル權ハ國ノ機關ニ專屬

耕作ノ土地ハ必要ナル條件ヲ呈出スルコト

一會計検査院ハ政府ノ歳入歳出及債務ニ関スル會計ヲ監督ス
本廳債ノ正確及ヒ責任ヲ一監督スルモノトシ

第九十三条

會計検査院ハ前年度會計ノ
會計検査院ハ毎年十月十五日以前

ケル總決算ノ報告書ヲ作成シ毎年十月十五日以前

之ヲ議會ニ提出スベシ

第九十四条

内務省

内閣ハ翌年度ニ於ケル歳入歳出ノ豫算ヲ調製シ毎年十月十五

日以前豫算ヲ議會ニ提出スベシ

其ノ確定ヲ求ム可シ

豫算ハ毎年十月十五日以前

第九十五条

豫算ハ毎年十月十五日以前

開始前

確定セラルルコトヲ要ス

一

(2)

第九十六條

會計年度は毎年一月一日に始まる

昭和十一年十二月三十一日に終る

第十三章

社會政策

第九十七條

國民の勞働能力に特別法令により保護スベシ

第九十八條

内務省

勞働者が疾病に罹り老齢に達し災厄に遭ひ其場合及

失業する場合に軍府法に依り救済スベシ

第九十九條

母より子戸主トスル

在り兩性ノ同權ハ家庭ニ根本を有ス

第九十九條

東洋銀行、日本銀行、日本郵便、日本電信、日本電話、日本電報、日本無線、日本船舶、日本航空、日本汽船、日本汽車、日本電車、日本バス、日本タクシー、日本トラック、日本バスケットボール、日本サッカー、日本野球、日本ラグビー、日本フットボール、日本バレーボール、日本バスケットボール、日本サッカー、日本野球、日本ラグビー、日本フットボール、日本バレーボール

850

男サハ同一ノ權利能力ヲ有ス

社會ノ健全ニ爲スルニ必要ナル特別ノ保護ヲ受ク
戸内ノ安寧及衛生ヲ保持スルノ特別法ヲ定ム可シ

母ハ國家ヨリ特別ノ保護ヲ受ク

第九十九條

社會ノ健康及衛生ノ特別法ヲ定ム
公共ノ衛生及道徳ヲ確保スルノ特別法ヲ定ム

以テ保護スル

内務省

第一〇〇條

國民ハ如何ナル級ニ在籍スルコトヲ得
其後ノ各級ニ相入ニ得
國民ハ如何ナル級ニ編入セラルコトヲ得

第

第一百零一條

國民ハ自己ノ居住區域内ニ酒類販賣所ヲ設置

セシム可キヤ否ニ付テハ
本法律ヲ基キテ決定サス權利ヲ有ス

如何ニ維持スルヤ一考ヤ一決スルハ
權利ヲ有ス

第十四号 憲法 修正又増補

第一〇二条 議院政府及び議員選舉權者五万人ハ各々憲法

修正又増補ヲ提案スルコトヲ得

議院政府及び議員選舉權者五万人ハ各々憲法

修正又増補ヲ提案スルコトヲ得

議院政府及び議員選舉權者五万人ハ各々憲法

修正又増補ヲ提案スルコトヲ得

議院政府及び議員選舉權者五万人ハ各々憲法

修正又増補ヲ提案スルコトヲ得

議院政府及び議員選舉權者五万人ハ各々憲法

修正又増補ヲ提案スルコトヲ得

内務省

前項ノ規定ニ依リテ人民投票時

ノ時一般投票ニ際スル事ヲ西支ス此等ノ要

前項ノ請求ナキ時ハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三ヶ月ヲ経テ之ヲ

施行ス

施行ス

補正ノ時ハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三ヶ月ヲ経テ之ヲ

施行ス

内務省

内務省

投票権者ノ半数以上出席者ノ半数以上ノ反対投票

ハ一般投票ニ際スル事ヲ西支ス此等ノ要

前項ノ請求ナキ時ハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三ヶ月ヲ経テ之ヲ

施行ス

施行ス

補正ノ時ハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三ヶ月ヲ経テ之ヲ

施行ス

補正ノ時ハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三ヶ月ヲ経テ之ヲ

施行ス

補正ノ時ハ該修正増補ハ公布ノ日ヨリ三ヶ月ヲ経テ之ヲ

總議五分ノ四以上ノ多数ヲ以テ議決シタル修正増補ハ公布ノ日
 施行スルニ限リ公布ノ日ヨリ改メ有
 ヲリ其ノ効力ヲ及ス

第十五章 施行細則
 補則

第一〇四条

本法ニ依リて憲法制定會議ハ議
 決スルニ依リて

議決スルニ依リて

内務省

會議成立ニ至ルハ其ノ代位ス

議會ハ第一會期ハ陽曆一月ヨリ起算ス

第一議會選舉ニ由リ在任元年ノ日ヨリ之ヶ月以内ニ於テ大統

領ノ定ルイタル日ニ依リ行フ

ハ其ノ計畫ヲ以テトス

第一〇五条 選舉権者ハ國民ノ一ノ以上ニ於テ大統
 領ノ定ルイタル日ニ依リ行フ

憲法制定會議議長は大統領、選挙せられ、其の代位ス

ル。其の任期は四年、其の任期満了の時、其の代位スル。

憲法制定會議議長は、在任中、其の職務を執行ス。

其の任期満了の時、其の代位スル。其の任期満了の時、其の代位スル。

認メ、其の任期満了の時、其の代位スル。其の任期満了の時、其の代位スル。

第一〇六条 憲法制定會議議長は、其の任期満了の時、其の代位スル。

在任中、其の職務を執行ス。其の任期満了の時、其の代位スル。

其の任期満了の時、其の代位スル。其の任期満了の時、其の代位スル。

内務省

法ニ矛盾セズ、且、其の在任中、其の職務を執行ス。其の任期満了の時、其の代位スル。

其の任期満了の時、其の代位スル。其の任期満了の時、其の代位スル。

動力ヲ有ス

其の任期満了の時、其の代位スル。其の任期満了の時、其の代位スル。

第一〇七条 憲法制定會議議長は、其の任期満了の時、其の代位スル。

在任中、其の職務を執行ス。其の任期満了の時、其の代位スル。

其の任期満了の時、其の代位スル。其の任期満了の時、其の代位スル。

第一〇八条 憲法制定會議議長は、其の任期満了の時、其の代位スル。

在任中、其の職務を執行ス。其の任期満了の時、其の代位スル。

56

此ノ憲法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陛下ノ教ヲ有スルモノトス

軍務省 陸軍省 海軍省 陸軍省 海軍省

大法院代理 エースタルギン

宮内省御所長

皇太子 皇太子

内閣總理大臣 カルバノースカス

フリスケル

文部大臣 シーカロハリス

司法大臣 シーカロハリス

文部大臣 シーカロハリス

内務大臣 シーカロハリス

交通大臣 代理 務取

ヒ トマセヒオユス

白河事務次官代理
角田大蔵事務取扱

アイシスマスカ

外務大臣、カイ、エリカス

財務工務大臣

井嶽、高橋、土屋、大臣

ジエト、カ、ビ、ユース

内務、財政、管理、官、務、大臣
東、吉、幸、地、大、臣

ジエ、アレ、ケ、ア

口、内、大臣、ス、リ、ケ、ス

内務省

結、石、幸、地、大、臣
病、木、人、大、臣

ジエ、ソ、ロ、カ、イ、シ、カ、ス

コ、カ、ノ、一、九、二、二、年、八、月、六、日

一九二二年、十一月、三

カ、レ、レ、ト、ビ、ス、ナ、リ



